

令和7年度（2025年度）熊本県移住定住促進プロモーション（対面移住イベント@福岡追加開催分）実施業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 業務の目的

本県では、他都道府県から本県への移住者の増加に向け、移住相談窓口の設置や都市部での移住相談会・交流会の実施、オンラインイベント、SNSによる情報発信など、市町村等と連携しながら多様な移住定住促進プロモーションを実施しているところである。

本事業では、この取組の一環として、都市部在住者（特に福岡県）に対して対面による移住相談会等の対面移住イベントを実施し、移住先としての本県の認知度を向上させるとともに、「くまもと暮らし」の魅力を伝え、熊本について調べてみる、行ってみる、家や仕事を探してみる等の移住の具体化に向けた参加者の行動を変容させ、将来的な移住につなげることを目的とする。

2 業務の概要

（1）業務名

令和7年度（2025年度）熊本県移住定住促進プロモーション（対面移住イベント@福岡追加開催分）実施業務委託

（2）業務の内容

別紙「令和7年度（2025年度）熊本県移住定住促進プロモーション（対面移住イベント@福岡追加開催分）実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）契約期間

契約日から令和8年（2026年）3月20日まで

（4）委託金額の上限

1,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 選定スケジュール（予定）

令和7年（2025年）8月19日（火）	募集開始
令和7年（2025年）9月2日（火）	参加表明書提出期限
令和7年（2025年）9月10日（水）	企画提案書提出期限
令和7年（2025年）9月19日（金）	審査会実施（プレゼンテーション審査）
令和7年（2025年）9月下旬	委託先決定・契約
令和7年（2025年）10月下旬	事業開始
令和8年（2026年）3月20日（金）まで	業務完了報告書提出

4 お問合せ及び書類提出先

熊本県 企画振興部 地域振興・世界遺産推進局 地域振興課

住所：〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

TEL：096-333-2155

E-mail：simoyama-y@pref.kumamoto.lg.jp

5 受託事業者の要件

次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 熊本県内に本社、支社又は営業所等の事業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更正法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生または再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (7) 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。

6 参加表明書等の提出

参加を希望される方は、参加表明書等を下記期限までに提出すること。

(1) 参加表明書提出期限

令和7年（2025年）9月2日（火） 午後3時 必着

※ 消印有効ではないので注意すること

(2) 提出方法

持参又は郵送、メールにて提出（郵送の場合は、必ず発送後に連絡することとし、トラブル回避のため、特定記録又はレターパック等の記録の残る送達手法とすること。以下同じ。）

(3) 提出書類・提出部数

次の①～⑥の書類を1部提出すること。

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 組織体制に関する書類
- ③ 直近 1 事業年度の貸借対照表及び損益計算書の写し
- ④ 定款の写し
- ⑤ 履歴事項全部証明書
- ⑥ 納税証明書（消費税及び地方消費税の未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明）

※熊本県の業務委託契約等入札参加資格を有する者については、②～⑥の提出は不要とするが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

（４）参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果については、電子メールにより通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

7 質問の受付及び回答

業務内容や企画提案書の作成に関して質問がある場合は、電子メールで送信すること。

（１）質問の受付

- ①提出書類 質問書（様式 2）
- ②提出期限 令和 7 年（2025年）8 月 2 7 日（水）午後 5 時まで
- ③提出方法 電子メール
- ④提出先 「4 お問合せ及び書類提出先」に同じ

（２）質問に対する回答

質問の内容及び回答は、原則、個別に行うが、公表しないと審査の公平性が保てないと判断されるものについては、随時、県のホームページに掲載する。その際、質問者は公表しないものとする。

8 企画提案書等の提出

（１）提出書類及び提出部数

次の①～③の書類を 5 部（正本 1 部、副本 4 部）提出すること。

- ① 企画提案書（様式 3）
※企画提案には次の内容を盛り込むこと。
 - ・ 全体スケジュール
 - ・ 実施体制
 - ・ 実施内容

・同種業務の実績

② 参考見積書・経費内訳書（任意様式）

※委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（人件費、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料等）及び一般管理費とする。なお、備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。

※一般管理費は、事業の実施に直接必要な経費の10パーセントまでを計上することができる。

③ 事業者の取組に関する申出書（様式4）及び取組を確認できる書類

※企画提案書等の提出書類は、A4版（縦横問わず）又はA3版（横のみ）で作成すること。

※参考見積書・経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。

（2）提出期限

令和7年（2025年）9月10日（水） 午後3時 必着

※ 消印有効ではないので注意すること

（3）提出方法

持参又は郵送、メールにて提出

※持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。
（提出期限の日は午後3時まで）

9 受託事業者の選定方法等

（1）審査会

受託事業者の選定にあたっては、提出された企画提案書の内容について、次の日程で開催する審査会でプレゼンテーションによる審査を行い、採用案を決定する。

なお、プレゼンテーションの時間、場所等詳細については、後日連絡する。また、企画提案書提出期限以降の新たな資料の提出は認めない。

実施日：令和7年（2025年）9月19日（金）予定

(2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
企画内容 (各5点)	実施計画は委託事業の目的に沿って立てられているか。	20点
	イベントのプログラム内容は、目的を達成するための効果的な内容となっているか。	
	イベント広報について、集客目標を達成するための提案に加え、「くまもと暮らし」の魅力発信について、効果的な内容が提案されているか。	
	仕様書に定める以外に、独自の有効な提案がなされているか。	
業務遂行能力 (各7点)	業務を実施するための体制は十分なものとなっているか。	21点
	業務の実施スケジュールは適切か。	
	過去に類似業務を受託した実績があるか。	
経済性	予算の範囲内で、経費の内訳が明確であり、本業務を実施するための妥当な見積となっているか。	5点
事業者の取組 (各1点)	熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	4点
	障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。	
	事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21の認証、RE100の参加、再エネ100宣言 RE Action の参加又は森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。	
	熊本県SDGs登録制度又はパートナーシップ構築宣言に登録しているか。	
合 計		50点

(3) 選定方法等

- ①審査は県が設置する審査委員会において、上記の審査基準に基づき審査を行い、委託候補者と次点者を選定する。
- ②参加事業者が1者の場合は、審査委員の合計得点の総数が6割以上である場合
に選定するものとする。

(4) 審査結果

審査結果については、プレゼンテーション実施日から7日以内を目途に書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

(5) 契約方法

- ①県は、委託候補者との間で最終的な契約条件を協議し、双方合意のうえで契約を行う。なお、採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- ②上記①の協議の結果、契約条件が合意に至らない場合は、次点者と契約締結について協議を行うことがある。
- ③この選考により決定する委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第95条第1項第1号の規定による単独随意契約とする。

(6) 契約保証金

契約に際しては、熊本県会計規則第77条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

契約保証金の納入に関しては、県から納入通知書を発行するため、支払期限までに金融機関等に払い込むこと。

ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金を免除する。

10 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、添付書類も含め返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

11 その他

- (1) 本公募型プロポーザルの参加に要する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語又は通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 参加表明書、企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当

該書類を無効とし、参加資格の取消し、審査結果の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。

- (4) 参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (5) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公表することがある。
- (6) 県は委託候補者の決定後、契約締結までの間に、委託候補者が「5 受託事業者の要件」に規定する要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 企画提案の内容は委託候補者を選定するためのものであり、実際の業務は、県と協議の上実施する。